第四条中「前条の規定により」を削り、「の原因となる」を「を理由づける」に改める。

第五条を削る。

第六条中「の原因となる」を「を理由づける」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（申立書の写しの提出）

第六条　法第八百七十条第二項各号に掲げる裁判の申立てをするときは、申立書に当該各号に定める者の数と同数の写しを添付しなければならない。

第七条から第九条までを次のように改める。

（参加の申出書の送付等）

第七条　法第八百七十条第二項各号に掲げる裁判の申立てに係る事件の手続における非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二十条第二項（同法第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の書面には、当事者及び利害関係参加人の数に応じた当該書面の写しを添付しなければならない。

2　前項の事件の手続における非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）第十五条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、非訟事件手続法第二十条第二項（同法第二十一条第三項（同条第一項の規定による参加の申出に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の書面の写しを送付する方法によってする。

3　第一項の事件について非訟事件手続法第二十一条第二項の規定による参加の許可の裁判があったときは、裁判所書記官は、非訟事件手続規則第十五条第三項の規定による通知をするほか、当事者及び利害関係参加人（同法第二十一条第二項の規定による参加の許可の申立てをした者を除く。）に対し、同法第二十一条第三項（同条第二項の規定による参加の許可の申立てに係る部分に限る。）において準用する同法第二十条第二項の書面の写しを送付しなければならない。

（申立ての変更の取扱い）

第八条　法第八百七十条第二項各号に掲げる裁判の申立てについて、申立人が書面で申立ての趣旨又は原因の変更をした場合には、その変更を許さない旨の裁判があったときを除き、裁判所書記官は、その書面を当事者（その変更をした者を除く。）、利害関係参加人及び当該各号に定める者に送付しなければならない。

2　法第八百七十条第二項各号に掲げる裁判の申立てに係る事件の手続の期日において申立人が口頭で申立ての趣旨又は原因の変更をした場合には、その変更を許さない旨の裁判があったときを除き、裁判所書記官は、その期日の調書の謄本を当事者、利害関係参加人及び当該各号に定める者（その期日に出頭した者を除く。）に送付しなければならない。

（申立ての取下げがあった場合の取扱い）

第九条　終局決定がされる前に法第八百七十条第二項各号に掲げる裁判の申立ての取下げがあったときは、裁判所書記官は、その旨を当事者、利害関係参加人及び当該各号に定める者に通知しなければならない。終局決定がされた後に同項各号に掲げる裁判の申立ての取下げがあった場合において、裁判所が取下げを許可したときも、同様とする。

2　法第八百七十条第二項各号に掲げる裁判の申立ての取下げについては、非訟事件手続規則第四十九条第一項及び第三項の規定は、適用しない。

第一章中第九条の次に次の一条を加える。

（抗告状の写しの添付）

第九条の二　法第八百七十条第二項各号に掲げる裁判に対する即時抗告をするときは、抗告状に申立人及び当該各号に定める者（抗告人を除く。）の数と同数の写しを添付しなければならない。

第十一条第一項中「検査役の選任に係る事件」を「原審」に改め、「ときは」の下に「、非訟事件手続規則第五十三条第二項及び第六十三条第二項の規定にかかわらず」を加え、同条第二項中「検査役の選任に係る事件」を「原審」に改める。

第十五条第一項中「即時抗告があった」を「特別清算の手続における非訟事件手続規則第五十三条第一項（同規則第七十条において準用する場合を含む。）の規定による事件の送付は、特別清算裁判所の裁判所書記官が、特別清算事件の記録を抗告裁判所の裁判所書記官に送付してするものとする。この」に改める。

第十八条第一項中「法第八百八十六条」の下に「（第五項を除く。）」を加え、「（これらの章において準用する民事訴訟規則の規定を含む。第三項において同じ。）」を「又は非訟事件手続規則（同規則において準用する民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の規定を含む。第三項において同じ。）」に改め、同条第三項中「規定又は」を「規定、」に改め、「の規定」の下に「又は非訟事件手続規則の規定」を加える。

第二十条を次のように改める。

（非訟事件手続規則の適用除外）

第二十条　非訟事件手続規則第三十五条（民事訴訟規則第四十一条及び第四十二条の規定を準用する部分に限る。）の規定は、法第八百八十三条に規定する裁判書の送達については、適用しない。

第三十四条第一項中「写しを」を「写しについて」に、「送付しなければ」を「直送をしなければ」に改め、同条第二項を削る。

第四十一条を次のように改める。

第四十一条　削除

第四十四条第一項中「前項各号に掲げる書類」とあるのは「前条第一項の申立書には、前項に規定する書面」と、同条第三項中「第一項第一号」を「前項第一号」に、「第一項」を「前項」に改め、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

（一般社団法人等非訟事件手続規則の一部改正）

第十九条　一般社団法人等非訟事件手続規則（平成二十年最高裁判所規則第九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条」を「第五条」に、「第十条・第十一条」を「第六条・第七条」に、「第十二条―第十七条」を「第八条―第十二条」に、「第十八条」を「第十三条」に改める。

第二条第一項中「申立書には」の下に「、申立ての趣旨及び原因並びに申立てを理由づける事実を記載するほか」を加え、第三号を削り、同条第二項中「同項各号に掲げる事項を記載する」を「同項に規定する事項の」に改め、第六号を第八号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三　事件の表示

四　附属書類の表示

第二条第三項中「第一項第三号に規定する」を削り、同条第四項中「第二項第五号」を「第二項第七号」に改める。

第三条第二項を削り、同条第三項中「第一項第一号」を「前項第一号」に改め、同項を同条第二項とする。

第四条中「前条の規定により」を削り、「の原因となる」を「を理由づける」に改める。

第五条を削る。

第六条中「の原因となる」を「を理由づける」に改め、同条を第五条とし、第七条から第九条までを削る。

第二章中第十条を第六条とする。

第十一条第一項中「検査役の選任に係る事件」を「原審」に改め、「ときは」の下に「、非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）第五十三条第二項及び第六十三条第二項の規定にかかわらず」を加え、同条第二項中「検査役の選任に係る事件」を「原審」に改め、第二章中同条を第七条とする。

第三章中第十二条を第八条とし、第十三条を第九条とし、第十四条を第十条とする。

第十五条中「第十一条」を「第七条」に改め、同条を第十一条とし、第十六条を第十二条とし、第十七条を削る。

第四章中第十八条を第十三条とする。